

施設等利用給付 【教育時間（通常時間）】

請求の案内

～施設等利用給付認定を受けている方へ～

幼稚園の教育時間（通常時間）に要した通園費用（入園料（負担した年度に限る）・保育料）を対象として給付金の請求を行ってください。

請求の流れ

- ① 請求書等の準備：請求書の記入、添付書類の用意をしてください
- ② 提出：幼稚園を経由して、市へ書類の提出をしてください
- ③ 給付を受ける：市より給付額の通知が届き、認定の申請時に指定した振込先へ給付金が振り込まれます

1. 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・お子さんを幼稚園へ通わせている方
- ・松戸市の施設等利用給付の認定を受けている方

2. 請求対象となる期間

令和元年10月1日～令和2年3月31日

上記内の松戸市で施設等利用給付認定を受けている期間

（問い合わせ先）

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5
松戸市役所 子ども部幼児教育課
TEL 047-701-5126

3. 給付額について

給付額は月毎に、

【給付上限額】 と 【教育時間（通常時間）にかかる対象経費】

を比べて、低い方の金額となります。（詳細下記）

給付上限額について

給付上限額 25,700円（月額）

月途中の入退園や、他市区町村への転出・他市区町村からの転入等により、松戸市から受ける施設等利用給付の期間が欠ける月については給付上限額が以下のとおり、日割計算となります。

<月途中の入園や市外からの転入等のあった月の給付上限額>

月の途中で対象期間開始する場合は、以下の計算により上限額が減額します。

月額上限額25,700円 × 入園・転入による認定期間開始日以降の開所日数 ÷ その月の開所日数
(10円未満切捨て)

例：月の15日に入園（又は転入して松戸市の認定が開始）した

月の15日～月末までの開所日数は10日で、その月の開所日数は20日であった場合。

・25,700円 × 10日 ÷ 20日 = この月の給付上限額 12,850円

※その月の開所日数等は通園先の幼稚園にご確認ください。

<月途中の退園や市外への転出等のあった月の給付上限額>

月の途中で対象期間終了する場合は、以下の計算により上限額が減額します。

・月額上限額25,700円 × 退園・転出による認定期間終了日までの開所日数 ÷ その月の開所日数
(10円未満切捨て)

例：月の15日に退園（又は転出して松戸市の認定が終了）した

月の1日～15日までの開所日数は10日で、その月の開所日数は20日であった場合

・25,700円 × 10日 ÷ 20日 = この月の給付上限額 12,850円

※その月の開所日数等は通園先の幼稚園にご確認ください。

教育時間（通常時間）にかかる対象経費について、次ページへ続く

教育時間（通常時間）にかかる対象経費について

対象経費は 入園料（発生した年度のみ）月額換算額 + 保育料（月毎）（10円未満切り捨て）

※日用品・教材費・制服代・行事費・給食代・バス代・施設整備費などは対象外

<入園料の月額換算について>

入園料はかかった年度に限り、当該年度の在籍月数で除し、各月毎の対象費用として月額換算します。

（ただし、休園により保育料の発生しない月等がある場合は、在籍月数に含めません。）

・入園料 ÷ その年度の在籍月数 = 入園料月額換算額（10円未満切り捨て）

例：今年度の11月に入園し、年度末まで通園している

入園料が80,000円であった場合

・80,000円 ÷ 5か月（11～3月） = 入園料の月額換算額 16,000円

計算例

【今年度の4月に入園し、3月末まで通園している場合】

入園料が90,000円、保育料月額が23,000円

- ・給付上限額25,700円（月額）・・・A
- ・教育時間（通常時間）にかかる対象経費月額30,500円・・・B
（90,000円÷12か月+23,000円=30,500円）

A（25,700円）とB（30,500円）を比べるとAの方が低いため、Aの25,700円が月額支給額（請求額）となります。

【今年度の4月に入園し、1月15日までで退園している場合】

入園料が70,000円、保育料月額が22,000円、

1月開園日が20日、15日までの開園日は10日

- ・給付上限額25,700円（月額）・・・A
- ・1月の給付上限額12,850円・・・B
（25,700円×10日÷20日=12,850円）
- ・教育時間（通常時間）にかかる対象経費月額29,000円・・・C
（70,000円÷4月～1月の10か月+22,000円=29,000円）

A（25,700円）とC（29,000円）を比べるとAの方が低いため、途中退園した1月以外はAの25,700円が月額支給額（請求額）となります。

B（12,850円）とC（29,000円）を比べるとBの方が低いため、途中退園した1月についてはBの12,850円が月額支給額（請求額）となります。

4. 記入上の注意

施設等利用給付費請求書を記入の際は、下記の点にご注意ください。

- 記入の際は、消せるボールペンや、修正テープの使用はしないでください。
- 施設等利用給付認定保護者（請求者）の欄に必ず押印してください。
- 請求者は認定を受けている保護者となります。（保護者のうち、認定を受けている方の氏名）
- 訂正は、誤っている箇所に二重線を引き、訂正印（申請者印と同一のもの）を押してください。
- 年度内に入退園や他市区町村へ（からの）転出入をした方につきましては「3. 給付額について」ご覧になってください。
- 松戸市で認定を受けている期間についての請求となりますので、他市区町村で認定を受けている期間につきましては対象外となります。
- 不備があった場合、お支払いができない可能性がありますのでご注意ください。

5. 書類の提出について

<提出書類>

- 施設等利用給付費請求書
- 添付書類：教育時間（通常時間）の、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書、支援提供証明書

<提出期限・提出先>

令和2年4月8日（水）までに通園している幼稚園へご提出ください（期限厳守）

提出前に再度ご確認ください

- 印を押し忘れていないか、施設等利用給付認定保護者（請求者）の欄や訂正箇所を再度ご確認ください。
- 記入した請求額等に誤りがないか、添付書類（領収書等）と確認ください。
- 年度内に入退園や他市区町村へ（からの）転出入をした方につきましては「3. 給付額について」ご覧になってください。

6. お支払い時期

振り込み予定日：令和2年5月末ごろ

6. 問い合わせ

記入方法や計算方法など、ご不明な点・ご相談がございましたら下記に、電話または窓口にてお問い合わせください。

（問い合わせ先）

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 子ども部幼児教育課

TEL 047-701-5126